

# 指定難病医療受給者証 転入手続のご案内

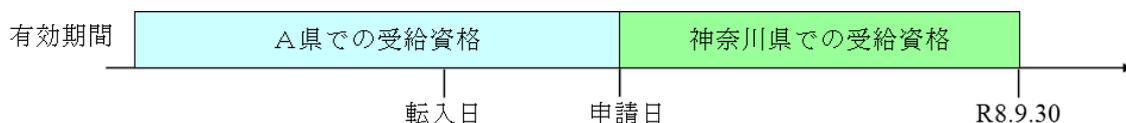
神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市を除く)に転入された方が、転入前と同様に「特定医療費(指定難病)医療費助成制度」をご利用になるためには、指定難病の転入手続をしていただく必要があります。以下の3市の場合は、各市役所に対してお手続きをしてください。

横浜市内へ転入	➔ <u>横浜市役所</u> へ転入手続
川崎市内へ転入	➔ <u>川崎市役所</u> へ転入手続
相模原市内へ転入	➔ <u>相模原市役所</u> へ転入手続
それ以外の市町村へ転入	➔ <u>がん・疾病対策課</u> へ郵送 又は <u>保健所等の窓口</u> で転入手続

## 有効期間について

### <有効期間の開始日>

神奈川県の受給資格は、神奈川県が申請書類を収受した日から継続して有効となります。そのため、転入前にお持ちだった受給者証は、神奈川県へ申請した日から使えなくなります。  
例) 転入前の A 県で交付された受給者証が転入手続き時点で有効期間内である場合



※転入前の A 県で交付された受給者証が転入手続き時点で有効期間外である場合、新規申請の扱いとなり必要書類が異なります。

詳しくはこちら



### <有効期間の終了日>

神奈川県では、有効期間の終了日を一律で令和8年9月30日としています。ただし、次の場合には、有効期間終了日が令和9年9月30日となる場合があります。

#### ○ 転入前の自治体で更新手続きを行っている場合

転入手続き時に、更新後の新しい受給者証のコピーを添付してください。

※転入手続き時に更新後の受給者証が無い場合には、がん・疾病対策課 又は 保健所等の窓口でご相談ください。

#### ○ 神奈川県への指定難病の転入手続きと同時に、更新手続きを行う場合

6ページをご確認の上、転入手続きに必要な書類に「臨床調査個人票」を添えてお手続きください。

## 申請書類について

	申請書にマイナンバーを...	
	記入して申請する	記入せず申請する
① 特定医療費支給認定申請書	必要	記入せず申請する
② 申請日時点で有効な、転入前の自治体が発行した受給者証のコピー (受給者証が提出できない場合は、同意書)		
③ 世帯全員の住民票の写し	省略可	①から⑤すべて必要
④ 患者と支給認定基準世帯員*の資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルの資格情報画面等		
⑤ 支給認定基準世帯員*の市町村民税の課税状況の確認書類		
※ 患者本人の マイナンバーカードの両面コピー マイナンバー入りの住民票の写し マイナンバー通知カード (住所が一致しているものに限る)	必要	不要

< 該当する方が必要となる書類 >

### ⑥ 生活保護を受給している場合

- ・ 生活保護受給証明書又は生活保護受給者証のコピー

### ⑦ 高額難病治療継続の特例を申請する場合

- ・ 自己負担限度額管理票や領収書、診療報酬明細書、特定医療費請求書のコピー
- ・ 小児慢性特定疾病の自己負担上限額管理票のコピー

※ 申請月を含む過去 12 か月間で、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者であった期間での特定医療費の総額(10割)が 50,000 円を超えていることが分かるものを、最低6か月分添付してください。

### ⑧ 患者本人が小児慢性特定疾病の医療受給者である場合や、同じ健康保険にご加入の方に、指定難病や小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合

- ・ 小児慢性特定疾病受給者の場合、「小児慢性特定疾病医療受給者証(給付決定通知書)」のコピー
- ・ 指定難病受給者の場合、その方の「特定医療費(指定難病)医療受給者証」のコピーと按分対象者の「変更申請書」

※ 他に指定難病や小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合、世帯内で自己負担限度額を按分することができますので、該当する方の受給者証のコピーを添付してください。

### ⑨ 障害年金や遺族年金、その他の給付金がある場合

- ・ 年金振込通知書等のコピー

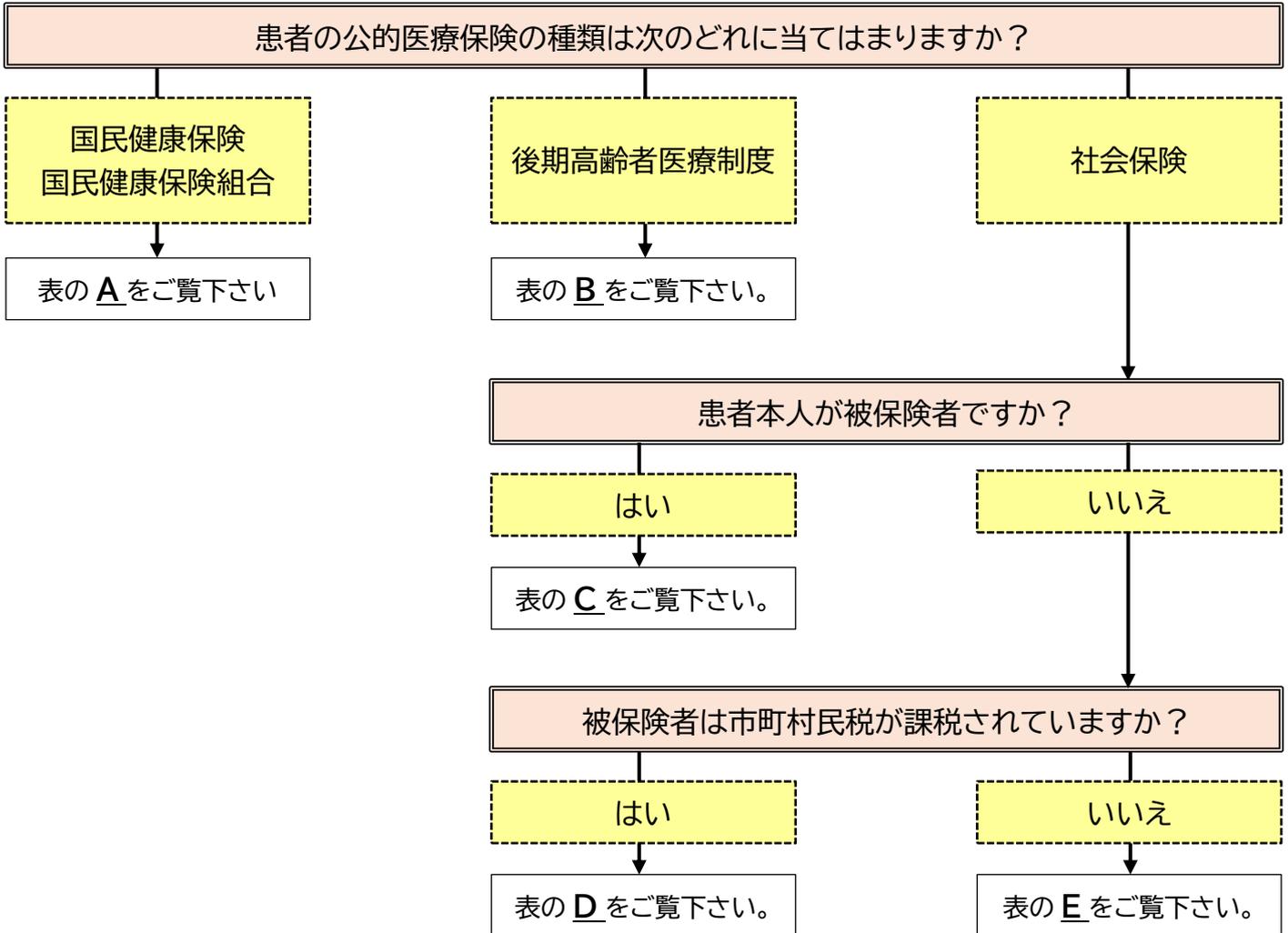
※ 患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税額が非課税で、ご加入の健康保険組合から障害年金等を受給している方は、前年1月～12月(申請日が1月1日～6月30日の場合は前々年の1月～12月)の受給額が分かる年金振込通知書や年金額改定通知書を添付してください。

## 支給認定基準世帯員とは

自己負担限度額を算定する際に基準となる世帯員のことをいいます。

(住民票上の世帯員とは必ずしも一致しません。)

次のフロー図にしたがって、支給認定基準世帯員がどなたになるかご確認ください。



分類	支給認定基準世帯員
A 国民健康保険 国民健康保険組合	患者と同じ保険組合に加入している方全員
B 後期高齢者医療制度	患者と同じ住民票上の世帯にいる方で、 後期高齢者医療制度に加入している方全員
C 社会保険 (患者が被保険者)	患者のみ
D 社会保険 (被保険者が課税あり)	患者と被保険者 ※課税状況の確認書類は、被保険者のみ必要です
E 社会保険 (被保険者が非課税)	患者と被保険者

## 「⑤支給認定基準世帯員の市町村民税の課税状況の確認書類」について

市町村民税の課税状況の確認書類は、次のいずれかの書類をご提出ください。

### (ア) 市町村民税（非）課税証明書（原本）

証明する年度の1月1日時点で住民登録がある市町村役場の税務窓口で入手できます。

郵送やコンビニ交付で取得できる市区町村もあります。

所得や税の申告をしていない場合、証明書の収入・所得の欄が「\*」や空欄になります。

この場合、収入の金額を確認できず、月額自己負担限度額を決定できないことから、受給者証を発行できません。所得や住民税の申告をしたうえで、改めて証明書を取得してください。

### (イ) 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（すべてのページのコピー）

給与所得者の方は5月ごろに勤務先から配付され、

年金所得者の方は6月ごろに自治体から郵送されます。

すべてのページをコピーしてください。

2か所以上から配付されている場合には、すべて提出してください。

### (ウ) 市町村民税の税額決定・納付通知書（すべてのページのコピー）

主に個人事業主の方など、普通徴収により市町村民税を納税している方に郵送されています。

すべてのページをコピーしてください。

必要な書類の年度・書類請求先市町村

申請年月	令和8年												令和9年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
必要書類	令和7年度の証明書類 (令和6年の収入がわかる書類)						令和8年度の証明書類 (令和7年の収入がわかる書類)											
市町村	令和7年1月1日時点の居住地						令和8年1月1日時点の居住地											

### 【注意！】

6月30日に保健所等の窓口へ提出する場合は、令和7年度の証明書類の提出が必要ですが、6月30日に郵送で申請書類を提出する場合には、申請書類の県への到着が7月以降となるため、令和8年度の証明書類の提出が必要となります。

書類の再提出をお願いすることになりますので、6月末にご申請される際は十分にご注意ください。

## ⑨「障害年金や遺族年金、その他の給付金に関する証明書類」について

患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税が非課税で、かつ患者本人が令和7年の1月から12月(申請月が1月から6月の場合、令和6年1月から12月)の間に、以下の給付を受けている方は、申請書に受給額を記入してください。また、対象期間の受給額が80.9万円以下の場合には、受給額に関する証明書類をご提出ください。(証明書類がない場合、月額自己負担限度額が引き上げられます。)

給付の種類	必要な書類の例	
国民年金法に基づく「 <b>障害基礎年金</b> 」、「 <b>遺族基礎年金</b> 」、「 <b>寡婦年金</b> 」や、法改正前の国民年金法に基づく「 <b>障害年金</b> 」	年金振込通知書、 年金額改定通知書、 支給額変更通知書、 年金証書  のうち、いずれかのコピーで <b>前年1月～12月の受給額が分かるものを添付</b> してください  ※年金額改定通知書の場合、 6月に改定されるため、6月～12月が記載された通知書と、2月と4月が記載された1年前の通知書の2枚が必要です。	
厚生年金保険法に基づく「 <b>障害厚生年金</b> 」、「 <b>障害手当金</b> 」、「 <b>遺族厚生年金</b> 」や、法改正前の厚生年金保険法に基づく「 <b>障害年金</b> 」		
船員保険法に基づく「 <b>障害年金</b> 」、「 <b>障害手当金</b> 」や、法改正前の船員保険法に基づく「 <b>障害年金</b> 」		
国家公務員共済組合法に基づく「 <b>障害共済年金</b> 」、「 <b>障害一時金</b> 」、「 <b>遺族共済年金</b> 」や、法改正前の国家公務員等共済組合法に基づく「 <b>障害年金</b> 」		
地方公務員等共済組合法に基づく「 <b>障害共済年金</b> 」、「 <b>障害一時金</b> 」、「 <b>遺族共済年金</b> 」や、法改正前の地方公務員等共済組合法に基づく「 <b>障害年金</b> 」		
私立学校教職員共済法に基づく「 <b>障害共済年金</b> 」、「 <b>障害一時金</b> 」、「 <b>遺族共済年金</b> 」や、法改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく「 <b>障害年金</b> 」		
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「 <b>障害共済年金</b> 」、同条第五項に規定する移行農林年金のうち「 <b>障害年金</b> 」、同法附則第二十五条第四項に規定する「 <b>特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの</b> 」		
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「 <b>特別障害給付金</b> 」		
労働者災害補償保険法に基づく「 <b>障害補償給付</b> 」、「 <b>障害給付</b> 」		当該給付金に関する証書、 支給決定通知書、 振込通知書  のうち、いずれかのコピーで <b>前年1月～12月の受給額が分かるものを添付</b> してください
国家公務員災害補償法に基づく「 <b>障害補償</b> 」		
地方公務員災害補償法に基づく「 <b>障害補償</b> 」、同法に基づく条例の規定に基づく補償で「 <b>障害を支給事由とするもの</b> 」		
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「 <b>特別児童扶養手当</b> 」、「 <b>障害児福祉手当</b> 」、「 <b>特別障害者手当</b> 」や、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「 <b>福祉手当</b> 」		

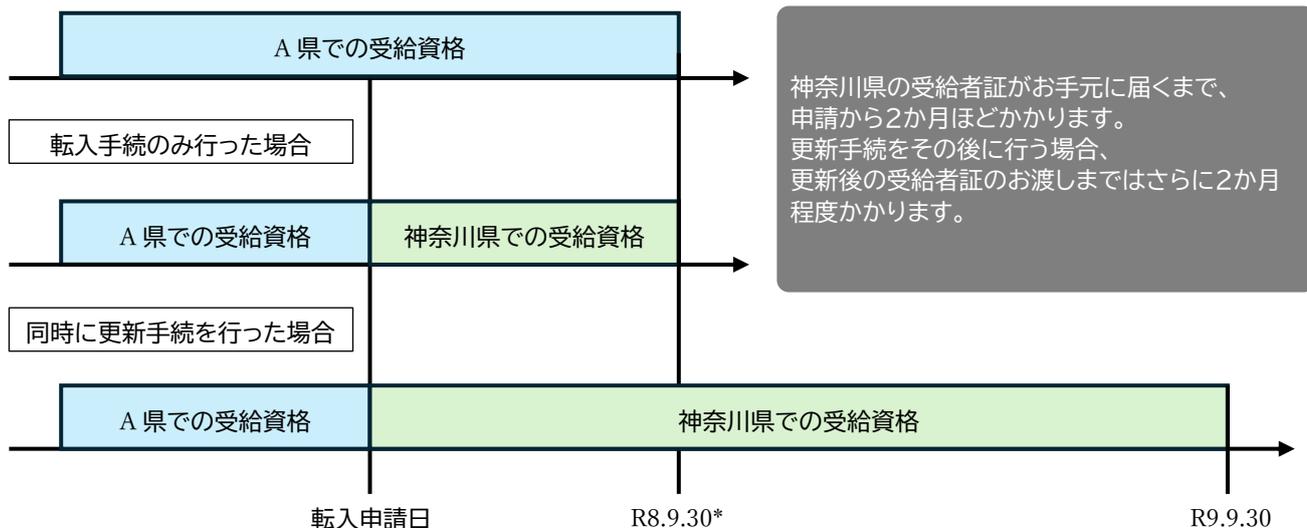
※ 上表以外の年金等(老齢年金など)については記載不要です。

## 転入手続きと同時に更新の手続きができます！

7月以降に転入の手続きをされる方で、前の自治体に対して更新手続きを行っていない場合は、神奈川県に対して更新手続きを行う必要があります。

転入手続きと同時に更新手続きを行うと、1度の手続きで有効期間が令和9年9月30日までの受給者証が発行されます。

なお、転入のみの手続きを行った場合は、有効期間が令和8年9月30日の受給者証を交付しますので、その後更新の手続きを行って下さい。



※ A県での受給資格の終了日が9月30日以外であっても、転入申請日時点で有効であれば更新手続きを行うことができます。

転入手続きと同時に更新手続きを行った場合、更新部分が認定されれば、有効期間が令和9年9月30日となった受給者証が交付されます。

### 転入手続きと同時に更新手続きを行うには

転入手続きで必要になる書類に加え、「臨床調査個人票」の提出が必要です。

(臨床調査個人票は、主治医に作成を依頼してください。)

転入手続きのみ行った方や、6月30日以前に手続きを行う方に対しては、令和8年9月30日まで有効な受給者証とともに、更新手続きのための案内と申請書類一式を同封し送付いたします。

臨床調査個人票の様式も同封しますが、こちらは一般に公表された様式ですので、事前に主治医へ作成を依頼していただきますと、スムーズにお手続きが行えます。